



はまクル認定クラブ 認定申請説明会

6/5 (金) ・ 6/9 (火)
浜松市教育委員会 第1会議室

本日の説明会の主な内容

- ① 本市の「休日の部活動の地域展開」事業の概要、進捗状況
- ② はまぐる認定クラブの申請について
- ③ 地域クラブ活動支援事業費補助金制度（仮称）の概要
- ④ 質疑応答

浜松市「休日の部活動の地域展開」 に関するガイドライン

令和8（2026）年3月



はまクルガイドライン

- ・ 令和8年3月30日公表
- ・ ガイドライン本体＋別冊資料①～④で構成
- ・ 令和7年10月公表のガイドライン（案）をもとに、市民の皆様からのご意見やご要望と国の新たなガイドラインの内容を反映して策定



Ⅲー2 はまクル認定クラブの活動指針 p 7～10

- (1) 運営団体・実施主体
- (2) 指導者
- (3) 活動内容 (競技・種目、休養日、活動時間)
- (4) 活動場所 (活動用具)
- (5) 費用
- (6) 保険
- (7) 管理責任
- (8) 事故の防止やクラブ員の健康管理
- (9) 活動場所への移動手段
- (10) 障がいのある生徒の活動機会

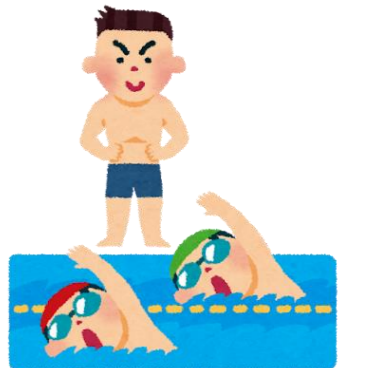


Ⅲ-2 (2) 指導者 p7



- 2名以上の「はまクル指導者人材バンク」への登録が必要
- 18歳以上（高校生は除く）の成人、指導者資格は求めない
- 9月からの活動開始までに、事前研修として動画視聴を行う
※研修動画は20分×5本で理解度テスト付き、自宅等で受講可能
理解度テストにすべて合格で指導者登録証送付
- 指導者情報の公開を希望する者のみ、指導者が必要なクラブとの
マッチング対象とする
- 指導者の報酬は各クラブで適切な金額を決定

Ⅲ-2 (3) 活動時間 p8



- ・原則は、土日どちらか3時間程度（練習試合等も含む）
- ・上記を原則としつつも、クラブ員が参加する平日の部活動と休日の認定クラブの活動の合計を週11時間程度の範囲内とすることができれば、土日2日間連続して活動を行うことなど、柔軟な対応をとることも可能
 - ※活動時間の柔軟な対応は、競技力向上が目的ではなく、将来的な平日の地域展開を見据え、地域での指導体制が充実した休日に活動の中心をシフトするという観点からの柔軟な対応であること
 - ※指導を希望する教員の指導日及び中学校施設の優先使用や補助金等の公的支援は、「土日どちらか3時間程度」を基準とすること

別冊資料① はまクル認定クラブの認定制度 (はまクル指導者人材バンク登録制度を含む)

別冊資料については、必要に応じて最新の情報に随時更新します。(最終更新日: R8.3.24)

1 認定要件の具体的事項

【要件1】基本理念に沿った活動の目的及び活動計画

◎クラブ員や保護者が安心して活動に参加できるように、各クラブは基本理念である生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に沿った活動の目的や活動計画が定められていること。

【要件1に関する具体的事項】

- 各クラブの活動目的は、選択する生徒や保護者にとって大変重要なものであるため、クラブ内での共通理解を図り、すべてのクラブ員が平等に活動できることを前提とした目的を設定します。
 - 活動計画では、定期的な練習日や年間の主な活動(参加する大会等)を示すこととします。
 - クラブ員の心身の成長に配慮し、クラブ員や保護者にとって過度な負担にならないよう、「土日どちらか3時間程度」を原則に、適切な活動時間や休養日を設定します。
 - クラブ員の多様な志向を尊重し、勝利至上主義とならないように活動を計画します。また、障がいの有無に関わらず、希望するクラブ員が参加できる安心で多様な活動を展開していくことを目指します。
 - 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守します。法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守します。
 - はまクルは、生徒が自主的、自発的に活動を選択できることが大原則です。各クラブは、生徒が多様な活動に参加できる機会を確保し、生徒の入会を強制したり退会を引き留めたりすることはできません。
- ※ 部活動にはない競技・種目やレクリエーション的な活動を実施する団体も、はまクル認定クラブとして活動することができます。

【要件2】複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制

◎クラブ員が安全に活動できるように、各クラブは指導者や活動場所等を適切に確保し、持続可能な活動環境を構築できる体制が活動開始までに整うものであること。

【要件2に関する具体的事項】

- クラブの活動拠点(主な活動場所)が浜松市内にあることとします。
- 2名以上の指導者を確保し、「はまクル指導者人材バンク」に登録します。指導者不在で活動が滞ったり、安全面において目が行き届かなかったりすることがないようにします。
- その競技・種目の指導実績や指導者資格等を有する者を、指導者として確保するように努めます。

別冊資料① はまクル認定クラブの認定制度 (はまクル指導者人材バンク登録制度を含む)

【主な記載内容】

- ・ 5つの認定要件に関わる具体的事項
- ・ 認定手続の詳細
(必要書類、申請期間、申請方法、認定取消)
- ・ はまクル指導者人材バンク登録制度の詳細



別冊資料② はまクル認定クラブ「参加の手引き」

【主な記載内容】

- ・ はまクル認定クラブを運営したい方の申請の流れ
- ・ はまクル指導者人材バンクへの登録から決定まで
- ・ はまクル認定クラブの活動に参加したい生徒・保護者の方の参加までの流れ



② はまクル認定クラブの申請について

申請のスケジュール

「はまクル指導者人材バンク」登録申請

5月29日現在
527名申請

・ 4月10日（金） 12:00～ 随時受付

「はまクル認定クラブ」認定申請

※令和8年度（初年度特別措置）

・ 第1次申請期間 4月24日（金）～5月22日（金）

認定結果送付 5月15日（金）～6月5日（金）

・ 第2次申請期間 6月5日（金）～6月26日（金）

認定結果送付 6月24日（水）～7月17日（金）

・ 第3次申請期間 7月10日（金）以降、随時受付

認定結果送付 申請受領日から2～3週間程度で送付

第1次申請期間
114クラブ申請





はまクル認定クラブ 認定申請フローチャート



フローチャートの見方

クラブ代表者・指導者の意向

クラブ代表者・指導者が行うこと

浜松市が行うこと

必要な書類等

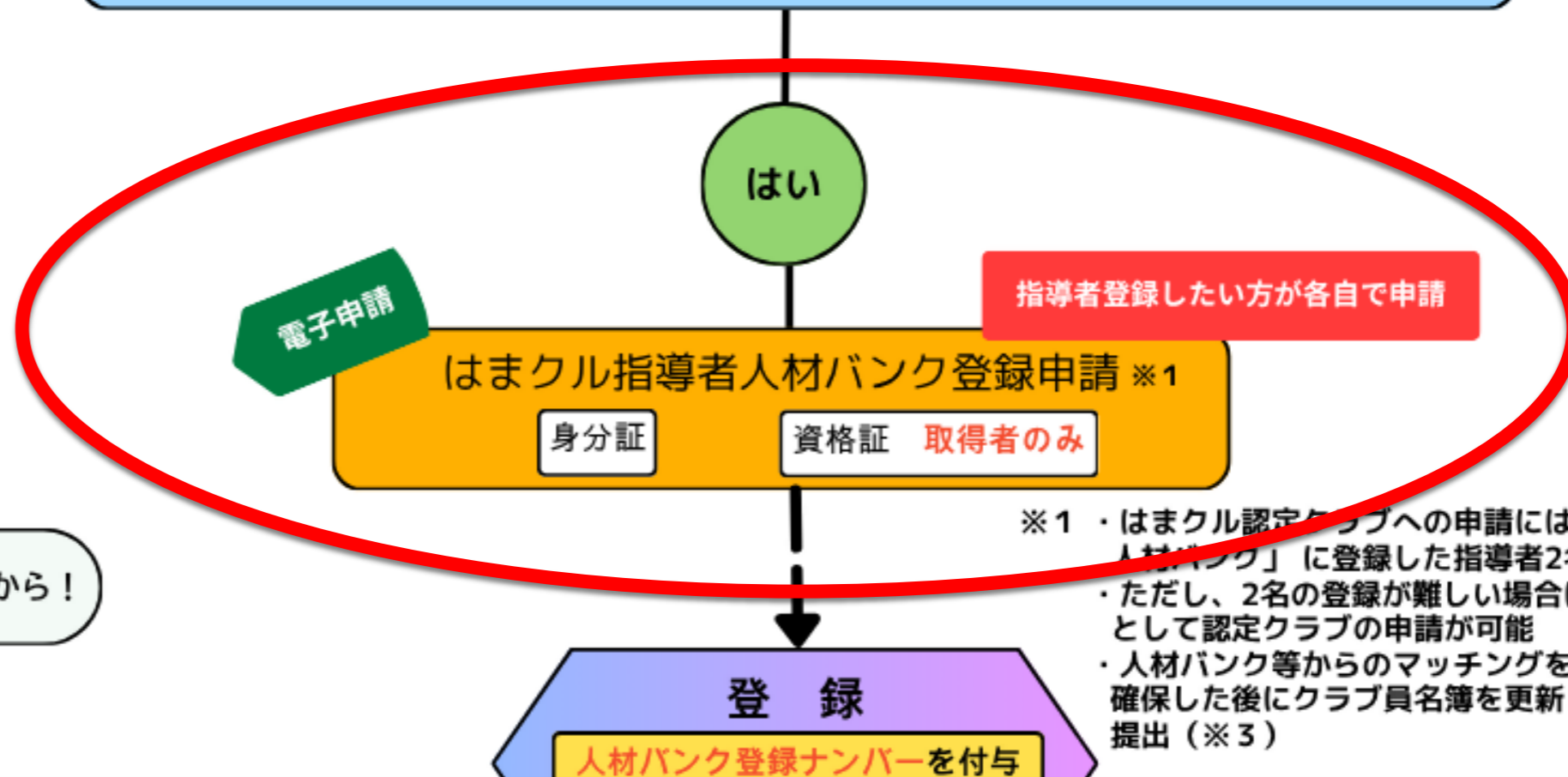
申請の流れ

電子申請 は、浜松市「休日の部活動の地域展開」ホームページから！

浜松市教育委員会 学校・地域連携課

TEL : 053-457-2405

はまクル認定クラブの申請がしたい！



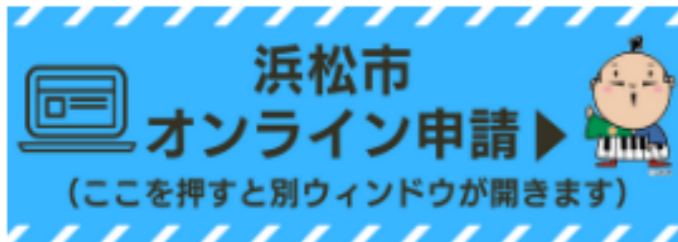
※1 ・はまクル認定クラブへの申請には、「はまクル指導者人材バンク」に登録した指導者2名以上が必要
 ・ただし、2名の登録が難しい場合は、1名を「照会中」として認定クラブの申請が可能
 ・人材バンク等からのマッチングを通して、指導者を確保した後にクラブ員名簿を更新し、追加資料として提出(※3)

4 / 24更新

「はまクル指導者人材バンク」に関する各種申請

はまクル指導者人材バンクの登録、変更等に関する申請は、以下の該当する申請内容をクリックしてください。

1. はまクル指導者人材バンク登録申請※下のバナーを押して申請を開始してください。[浜松市はま](#)

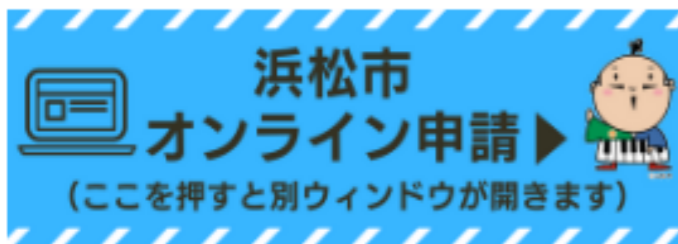


2. はまクル指導者人材バンク各種申請（登録内容の変更・登録の取消）→[ここを押すと申請ができます。\(別ウィンドウが開きます\)](#)

「はまクル認定クラブ」に関する各種申請

はまクル認定クラブの認定、クラブ員名簿の追加提出、申請内容の変更等に関する申請は、以下の該当する申請内容をクリックして、オンラインで申請を行うことができます。

1. はまクル認定クラブ登録申請※下のバナーを押して申請を開始してください。[浜松市地域クラブ認定要綱 \(PDF: 562KB\)](#)



2. はまクル認定クラブ「クラブ員名簿（第2号様式）」提出専用フォーム（追加・変更）→[ここを押すと申請ができます。\(別ウィンドウが開きます\)](#)

認定クラブの申請に必要な書式は、以下からダウンロードしてください。



浜松市公式ホームページ

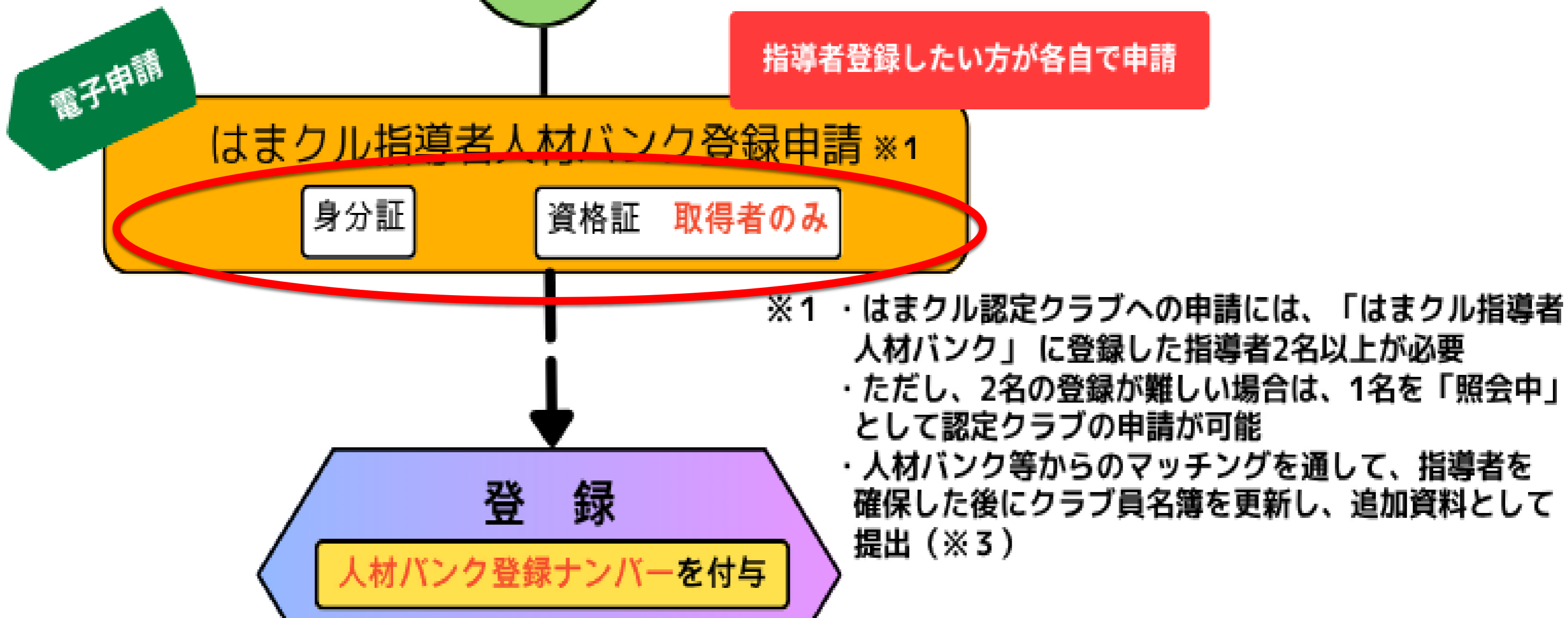
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp> > tiikitenkai

休日の部活動の地域展開

2026/04/10 — 浜松市では、令和8年9月以降の休日の部活動の地域展開に向け、既存のクラブ団体を対象に、市が認定する地域クラブ（はまクル加盟クラブ）への移行を目的と ...

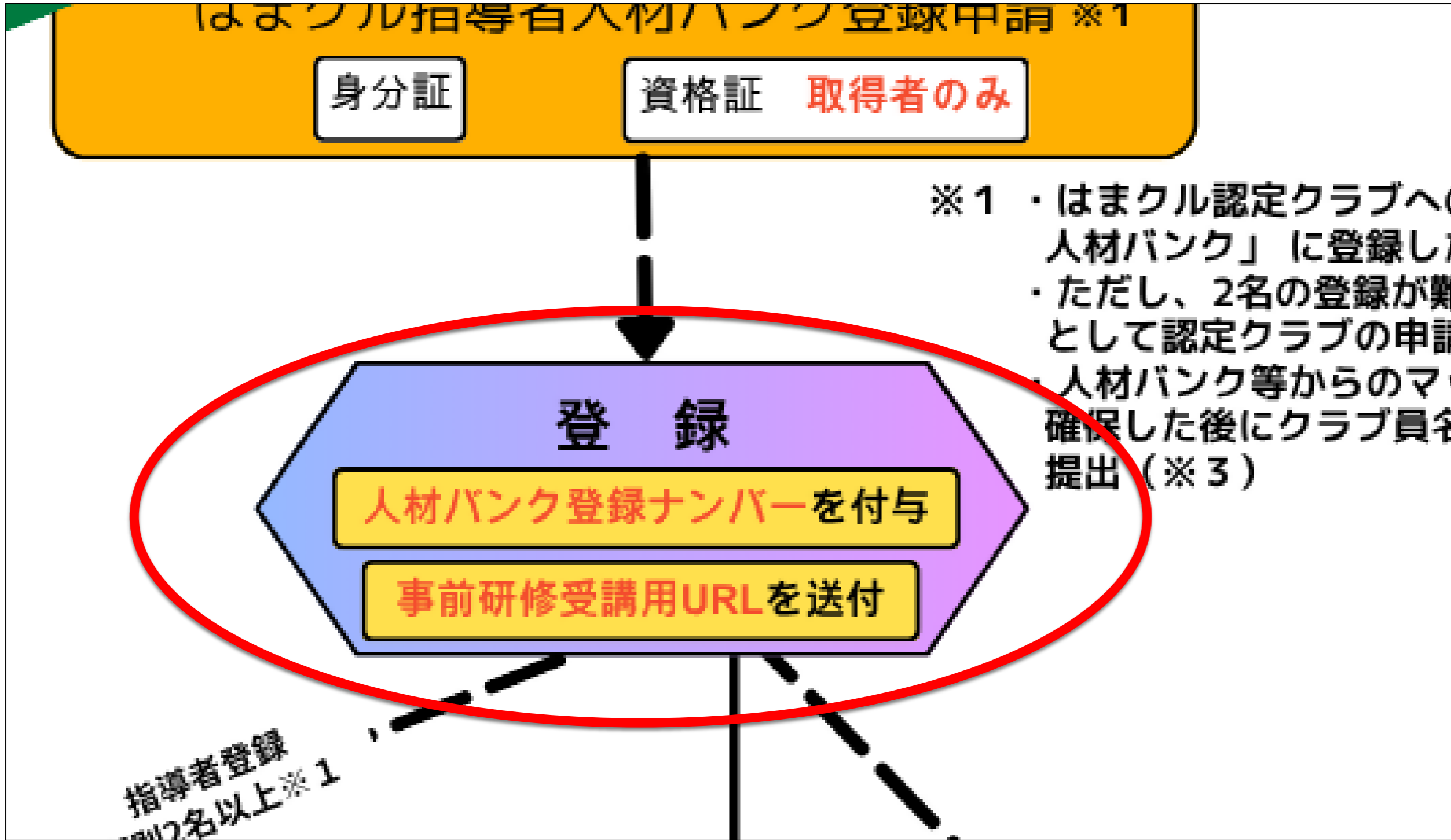
浜松市 地域展開





まずは「はまクル指導者人材バンク」の登録申請から！

はまクル指導者人材バンクの登録



人材バンク登録ナンバー（指導者登録番号）は認定クラブの申請に必要

第2号様式

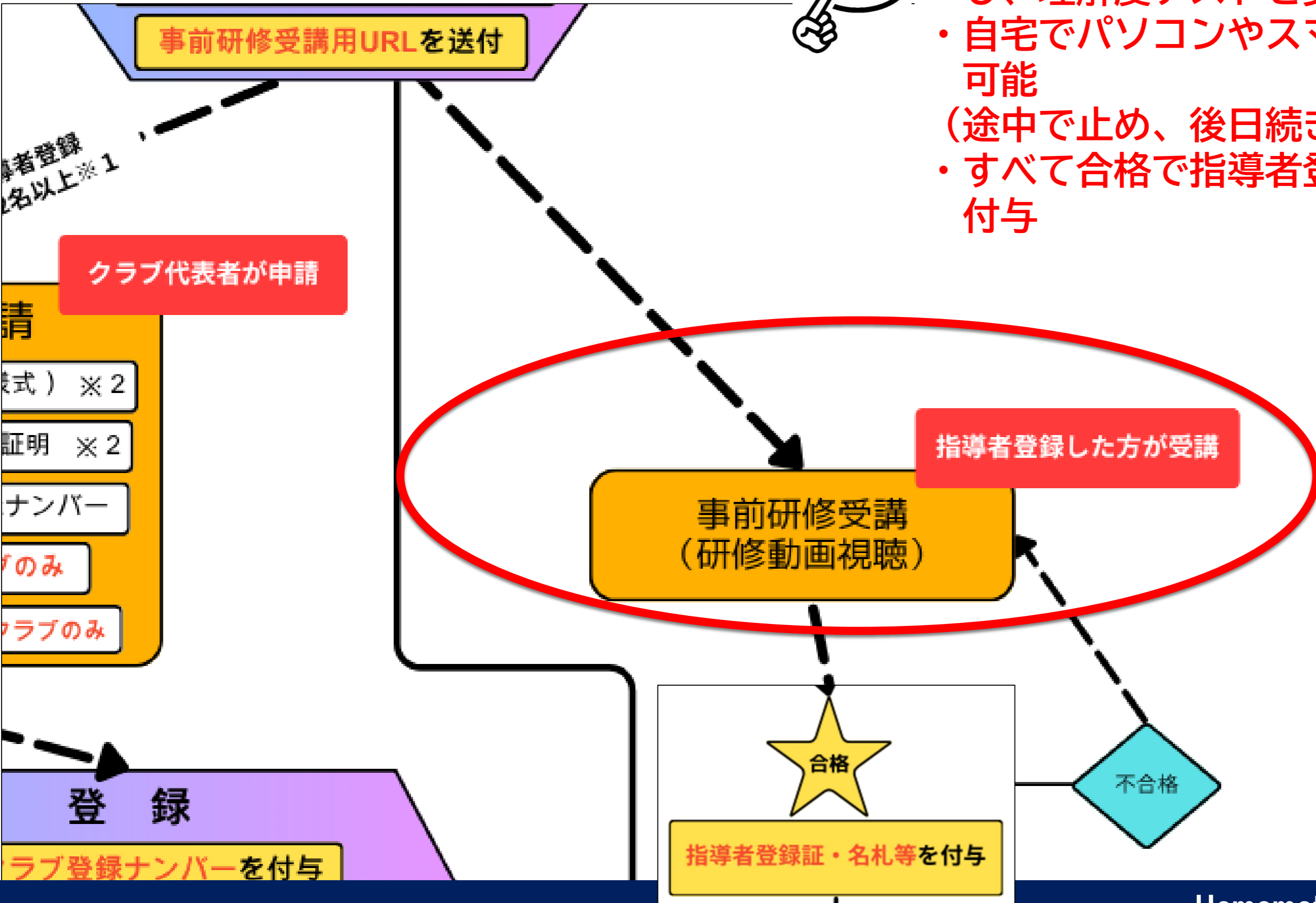
年 月 日

クラブ員名簿

クラブ名								
役職	(ふりがな) 氏名	住所		連絡先 ※昼間連絡が取れる番号				
代表者	()							
会計 担当者	()							
指導者 ①	No ()	研修	指導者 ②	No ()	研修	指導者 ③	No ()	研修
	()		()	()		()	()	
運営 スタッフ ①		運営 スタッフ ②		運営 スタッフ ③				
	()		()			()	()	



事前研修の受講



- 事前研修は約20分の動画を5本視聴し、理解度テストを受講
- 自宅でパソコンやスマホを用いて受講可能
(途中で止め、後日続きから受講も可能)
- すべて合格で指導者登録証や名札等を付与



浜教学学第 1001 号
令和8年4月24日

申請者 浜来 太郎 様

浜松市教育委員会

はまクル認定クラブ指導者人材バンク 指導者登録証

2026年4月20日 付で申請のあった下記の者について、はまクル認定クラブ指導者人材バンクの設置及び運用に関する要綱の規定に基づき、指導者として登録します。

記



・すべて合格で指導者登録証や名札等を付与

はまクル認定クラブ認定申請

TEL : 053-437-2403

Mail : chiikitenkai@city.hamamatsu-szo.ed.jp

人材バンク登録ナンバーを付与

事前研修受講用URLを送付

電子申請

クラブ代表者が申請

指導者登録
原則2名以上※1

はまクル認定クラブ認定申請

認定申請書 (1号様式)

クラブ員名簿 (2号様式) ※2

クラブ規約

クラブ員・指導者の保険加入証明 ※2

クラブ専用の口座

人材バンク登録ナンバー

中学校施設使用希望届 (3号様式) **必要クラブのみ**

学童災害共済団体登録関係書類 (別2号様式) **必要クラブのみ**

※2 ・認定申請時にクラブ員がいない場合は、指導者や運営スタッフのみ記載し、活動するクラブ員が確定次第、追加資料として提出 (※3)

CHECK!

様式はすべてホームページからダウンロード可能

第1号様式-①
(あて先)
浜松市教育委員会

実施主体ごとの申請の場合
令和8年 4月 1日

申請者 浜来 太郎

はまクル認定クラブ認定（更新）申請書

下記のとおり、はまクル認定クラブの要件を確認のうえ、遵守事項（第1号様式-2）、活動計画書（第1号様式-3）、クラブ員名簿（第2号様式）、団体規約、団体で使用する金融機関の名称及び口座番号が分かるもの、その他教育委員会が必要と認めるものを添えて申請いたします。

記

新規認定 <input checked="" type="checkbox"/> · 更新 <input type="checkbox"/>		どちらかに○をつける
クラブの名称	浜松エンジョイ野球クラブ	
活動種目	野球（軟式）	男・女・ <input checked="" type="checkbox"/> 男女
代表者氏名	浜来 太郎	
主な活動場所	浜松市立〇〇中学校 グラウンド	
代表者連絡先・住所	連絡先 自宅：053-123-4567 携帯：070-1234-5678 ※ホームページに掲載する連絡先に○をつける 自宅 · <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 · <input checked="" type="checkbox"/> mail · 掲載不可	
	mail アドレス：abcdefg@abc.de <small>研修受講済・事前の動画視聴済み</small>	
	住所	〒001-1234 <small>申請済：人材バンク登録ナンバー所持</small> 浜松市中央区中央〇-1 <small>照会中：人材バンクなどで募集中</small>
活動目的	軟式野球の技術を高めるとともに、軟式野球を通じて社会に出て役にも立つ様々な力を身に付けることを目的とする。	

第1号様式-2
(あて先)
浜松市教育委員会

複数の実施主体を抱える運営団体の場合
令和8年 4月 1日

申請者 浜来 太郎

はまクル認定クラブ認定（更新）申請書

下記のとおり、はまクル認定クラブの要件を確認のうえ、遵守事項（第1号様式-2）、活動計画書（第1号様式-3）、クラブ員名簿（第2号様式）、団体規約、団体で使用する金融機関の名称及び口座番号が分かるもの、その他教育委員会が必要と認めるものを添えて申請いたします。

記

新規認定 <input checked="" type="checkbox"/> · 更新 <input type="checkbox"/>		どちらかに○をつける
運営団体の名称	東地区文化・スポーツクラブ	
活動目的	文化スポーツ活動を通じて、社会に出て役にも立つ様々な力を身に付けることを目的とする。	
運営団体代表者氏名	浜来 太郎	
運営団体代表者連絡先・住所	連絡先 自宅：012-345-6789 携帯：020-1234-5678 ※ホームページに掲載する連絡先に○をつける 自宅 · <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 · <input checked="" type="checkbox"/> mail · 掲載不可	
	mail アドレス：abcdefg@abc.de	
	住所	〒001-1234 浜松市中央区中央〇-1
金融機関・店名	浜名湖	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行・ <input type="checkbox"/> 金庫・ <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 浜松城 <input checked="" type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 営業部・ <input type="checkbox"/> 出張所
	口座名義 (印)	東地区文化スポーツクラブ代表 浜来太郎



第1号様式（認定申請書）は、2種類あり

第1号様式—2

遵守事項

以下の項目が団体規約または申請書類に記載されているか確認し、チェックをしてください。

項目	チェック
クラブ員や保護者が安心して活動に参加できるように、各クラブは基本理念であるクラブ員の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に沿った活動の目的や活動計画を明確に示している。	<input checked="" type="checkbox"/>
各クラブの活動目的は、選択する生徒や保護者にとって大変重要なものであるため、クラブ内での共通理解を図り、すべてのクラブ員が平等に活動できることを前提とした目的を設定している。	<input checked="" type="checkbox"/>
活動計画では、定期的な練習日や年間の主な活動（参加する大会等）を示している。	<input checked="" type="checkbox"/>
クラブ員の心身の成長に配慮し、クラブ員や保護者にとって過度な負担にならないよう、「土日どちらか3時間程度」を原則に、適切な活動時間や休養日を設定している。	<input checked="" type="checkbox"/>
クラブ員の多様な志向を尊重し、勝利至上主義とならないように活動を計画している。また、障がいの有無に関わらず、希望するクラブ員が参加できる中心で多様な活動を展開していくことを目指している。	<input checked="" type="checkbox"/>

第2条第1項1号
【要件1】

第1号様式—3

年間活動計画

その週に活動する主な活動を1つ選択する。

クラブの名称（ 浜松はまクル野球クラブ ）

事業計画（指導計画）

		活 動 計 画			
4 月	第1週		10 月	第1週	練習
	第2週	練習		第2週	大会
	第3週	練習		第3週	大会
	第4週	練習		第4週	
	第5週			第5週	
		実施予定日数 3日			実施予定日数 4日
5 月	第1週	大会	11 月	第1週	練習
	第2週	大会		第2週	大会
	第3週	練習		第3週	大会
	第4週	練習		第4週	
	第5週			第5週	
		実施予定日数 5日			実施予定日数 4日
6 月	第1週	練習	12	第1週	練習
	第2週	練習		第2週	練習
	第3週	練習試合		第3週	



第1号様式の提出はWordではなく、pdf形式で

クラブ員名簿【第2号様式】

必須だが、申請方法は要確認

クラブ員名簿						
クラブ名		登録するチームの正式名称（実施主体）				
役職	(ふりがな) 氏名	住所		連絡先 ※昼間連絡が取れる番号		
代表者	(はまくる たろう) 浜来 太郎	浜松市中央区〇〇町123-4		〇〇〇-△△△△-□□□□		
会計 担当者	(はまつ じろう) 浜松 次郎	浜松市中央区〇〇町567-8		〇〇〇-△△△△-□□□□		
指導者 ①	No (123) 浜松 三郎	研修 ○	指導者 ②	No (167) 静岡 静子	指導者のNoは、指導者人材バンク登録時に付与される「人材バンク登録No」を記載する。代表者や会計担当者との兼務は可能	
	運営 スタッフ ①	(べんてん ゆうひ) 弁天 夕日		運営 スタッフ ②		
運営 スタッフ ④	()	運営 スタッフ ⑤	()	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者は原則2人以上 (第1号様式で「照会中1名」と記載の場合のみ1名の記載でよい) ・運営スタッフは記載がなくてもよい 		
No.	氏名	ふりがな	所属校	学年	居住地	備考
1	浜 北朗	はま きたろう	浜松中学校	2	〇〇町	
2	楠 正成	くすのき まさしげ	浜松中学校	2	〇〇町	
3	徳川 家康	とくがわ いえやす	浜松中学校	2	〇〇町	
4	加茂 真淵	かも まぶち	浜松中学校	2	〇〇町	
5						
6						
7						
8						



・第2号様式（クラブ員名簿は、申請時にクラブ員がいない場合等は、空欄でもよい。
→クラブの認定後、活動開始までにクラブ員を追記し、クラブ員の保険加入を証明する書類とともに「追加申請」で対応する

第2号様式の提出はExcel形式で

・クラブ員が確定していない場合は記載がなくてもよい。
※クラブ員の加入が確定した段階で、追記し提出を行う。

クラブ員及び指導者が保険に加入していることが分かる書類

必須だが
申請方法は要確認

- ・ 団体での登録の場合は保険証券が送付されないことも多いため、団体員名簿や領収書等を加入証明書類とする
- ・ 申請時にクラブ員がいない場合や、まだ確定していない場合などは、加入する保険名のみ入力し、クラブ員が確定次第、追加提出も可能

クラブ規約 **必須**

- ・ 「実施主体が複数のクラブ」の場合、クラブごとに規約が違う場合は、すべてのクラブの規約をまとめてpdfにするか、ZIPファイルに圧縮して提出

クラブで使用する金融機関の口座番号が分かる書類 **必須**

- ・ 団体で使用する金融機関の通帳やキャッシュカードの写し等
- ・ 「実施主体が複数のクラブ」の場合で、クラブごとに使用する口座が違う場合は、すべてまとめてpdfにするか、ZIPファイルに圧縮して提出

第3号様式

令和8年 4月 ○日

中学校施設使用希望届

活動場所として希望する中学校施設

希望 順位	中学校名	曜日	時間	学校施設 <small>※学校施設を利用する団体のみ記載</small>
1	浜松市立浜松中学校	土・日	AM PM	体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ）
2	浜松市立浜松中学校	土・日	AM PM	体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ）
3	浜松市立浜松中学校	土・日	AM PM	体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ）
4	浜松市立浜松中学校	土・日	AM PM	体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ）



- ・原則は、クラブ員が所属している学校を活動場所として選定
(施設の良し悪しで決定しない)
- ・クラブ員が所属する中学校が複数の場合は、複数校を選択可能
- ・活動場所が競合した場合、希望外の活動場所や時間帯に移動する可能性あり

第2号様式の提出はpdf形式で

浜松市

防災 救急医療・消防

手続き 暮らし 子育て 教育

サイト内を検索

ホーム > 子育て・教育 > 教育 > 教育施策 > 中学校部活動

浜松市中学校地域クラブ

1 「中学校地域クラブ」について

中学校地域クラブ（以下「本クラブ」とする）は、部活動の活動以上に、活動を望む子どもの保護者等が設置し運営を行う団体文化芸術活動に自主的に取り組む場であり、今後国の求める地域クラブ活動の環境整備のきっかけとなることも考えられます。本クラブの概要は、以下のとおりです。

- [様式1「登録届出書」\(Word: 27KB\)](#)
- [資料2\(例\)「登録届出書」\(PDF: 296KB\)](#)
- [様式1-2「令和8年度中学校地域クラブ登録\(継続\)届出書」\(Word: 27KB\)](#)
- [様式2「クラブ員名簿」\(Excel: 14KB\)](#)
- [資料3\(例\)「クラブ規則」\(PDF: 719KB\)](#)
- [浜松市学童等災害共済に関する提出書類 \(Excel: 68KB\)](#)

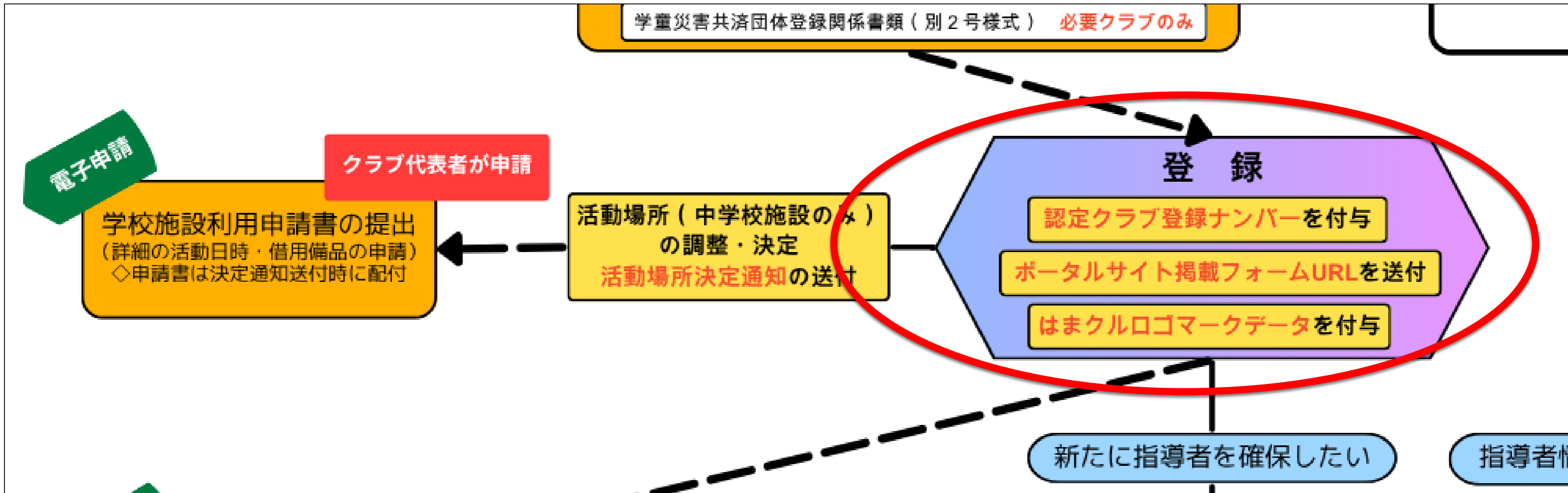
中学校部活動

浜松市立中学校部活動運営方針

浜松市では、部活動を通して、未来を創り出す資質・能力を育み、自分
その資質・能力の育成のため、各学校は、教育課程との関連を十分に図ると共に

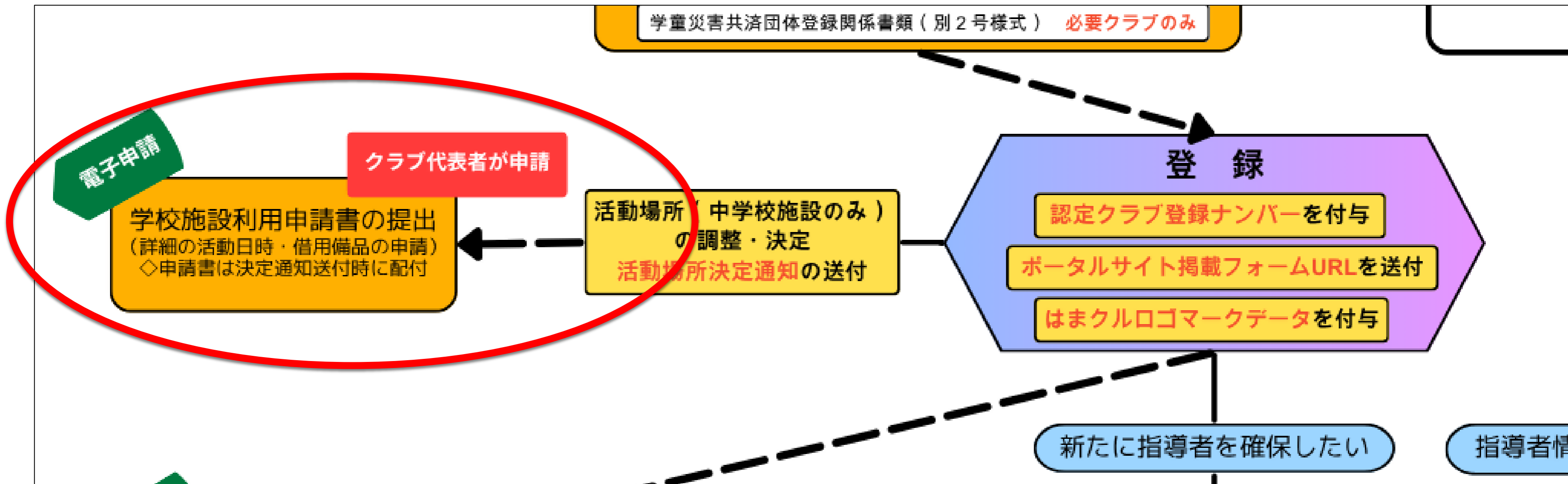


・浜松市ホームページ「中学校部活動」サイトの中の、「浜松市中学校地域クラブ」に提出書類を掲載しているため、ダウンロードして必要事項を記載



- 「認定クラブ登録ナンバー」→認定クラブの更新、登録内容の変更、補助金申請等の申請等の際に必要
- 「ポータルサイト掲載フォームURL」→はまクルポータルサイトのプロフィールページを作成
- 「はまクルロゴマークデータ」→クラブが作成する書類や練習着等に活用(推奨)





- ・ 学校施設利用申請書は、活動場所決定通知とともに送付
(申請書の様式は、ガイドライン別冊資料③に記載)

①【クラブ団体】認定申請時に「中学校施設使用希望届（第3号様式）」を提出

②【市事務局】事務局で調整し、活動場所の決定通知をクラブへ送付

※活動場所となる中学校及び時間帯（「〇〇中、土曜午前」等）を通知

はまクル認定クラブ 申請期間	認定資料の送付 ポータルサイトへのクラブ情報公開	活動場所(中学校施設) 決定の目安
第1次:4月24日(金)～5月22日(金)	5月15日(金)～6月5日(金)	6月中
第2次:6月5日(金)～6月26日(金)	6月24日(水)～7月17日(金)	7月中
第3次:7月10日(金)以降随時	送付日から2～3週間程度	できる限り速やかに

③【クラブ団体】決定通知受領後、「申請届（別紙1）」を作成し、市事務局に提出

※「申請書(別紙1)」のデータ提出方法は、決定通知時に連絡

※各中学校の施設利用不可日(学校行事、施設改修等)を提示

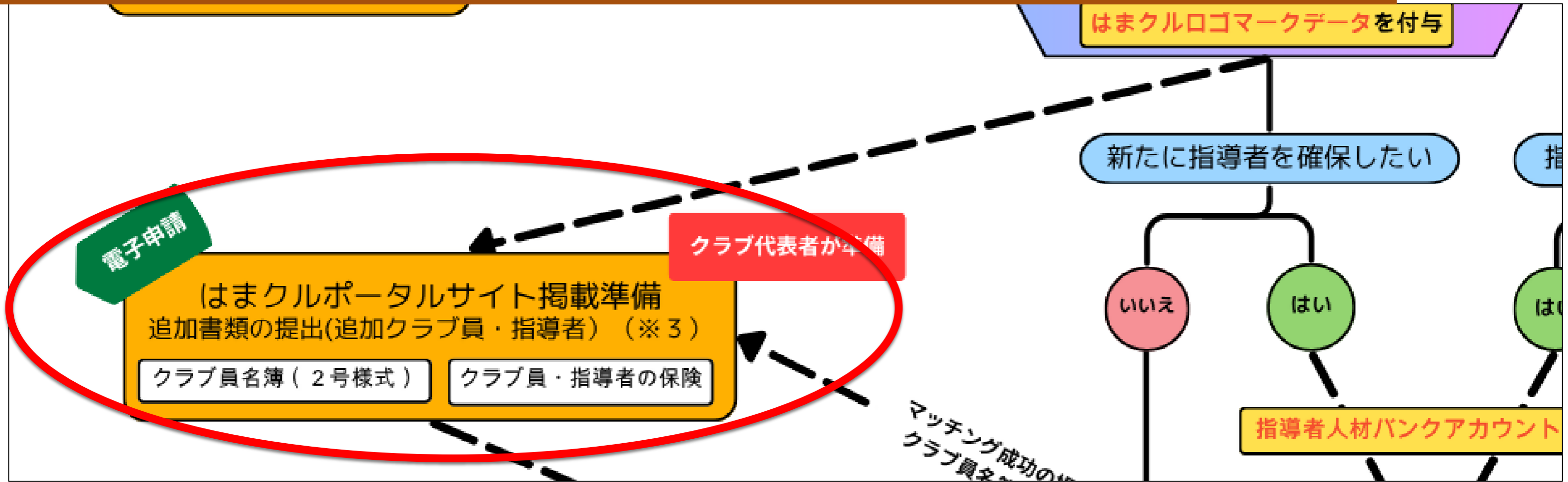
④【市事務局】届出内容を確認し、中学校へ確認

※届出内容について、必要に応じてクラブ側へ確認し、変更を依頼

⑤【市事務局】「申請許可書（別紙2）」をクラブへ送付

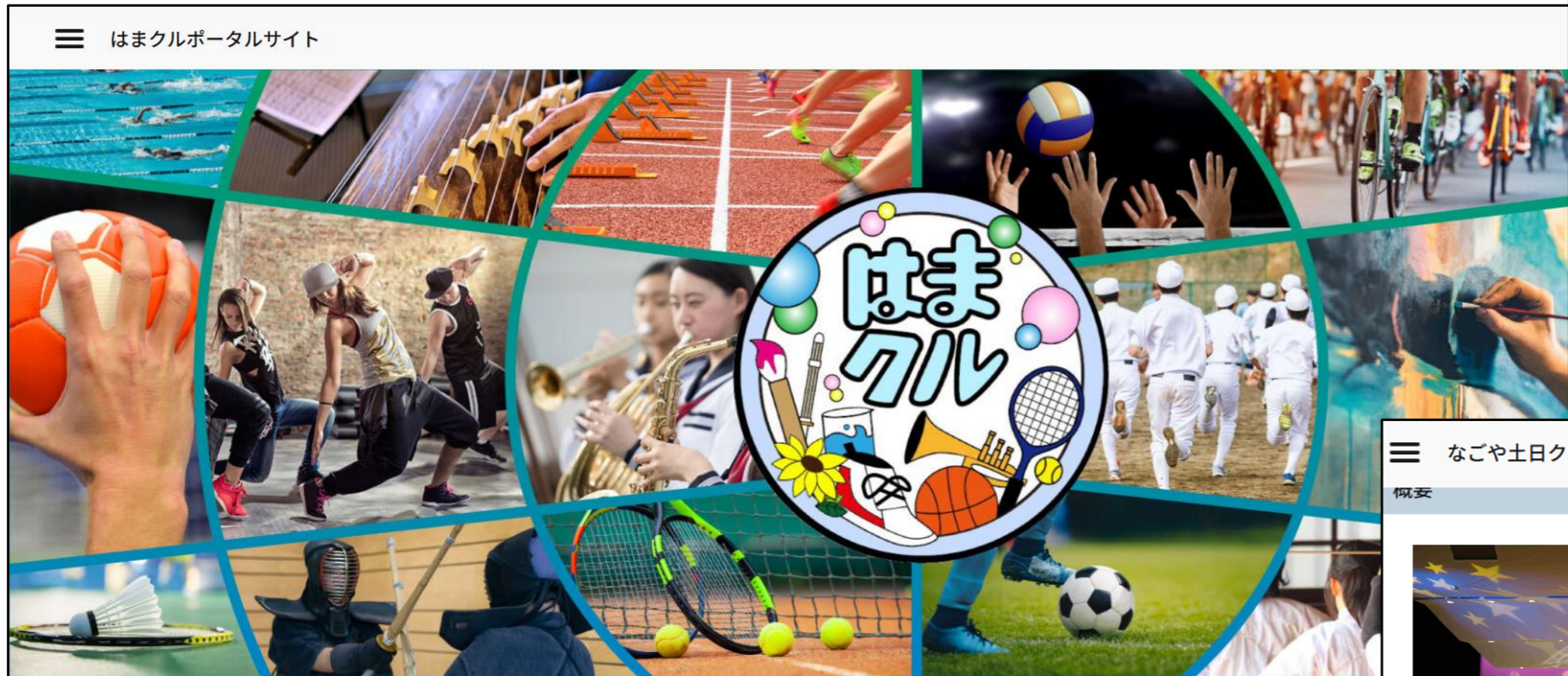
※祝日の使用も含め、利用調整し、決定

⑥【クラブ団体・中学校】8月中に「はまクル認定クラブ施設利用委員会」を開催予定



- ・ **クラブ員名簿及び保険証明書類の追加提出は、「はままつスマート申請」の「はまクル認定クラブ・クラブ員名簿提出専用フォーム」で申請**

「はまクルポータルサイト」掲載準備





クラブを探す




少人数で活動しています

吹奏楽 松浜吹奏楽クラブ

 松浜中学校音楽室


火曜日、水曜日、金曜日、日曜日

 (火曜日、木曜日は、令和7年度中は部活動をしています。したがって、火曜日のクラブ活動時間は、部活終了後です)



早通中学校女子ソフトテニスクラブ


ソフトテニス 早通中学校女子ソフトテニスクラブ

 新潟市立早通中学校テニスコートほか

平日 午後5時～6時 (週4回)

なごや土日クラブ活動ポータル

概要



サウスウインドオーケストラ【団体ID：10220】

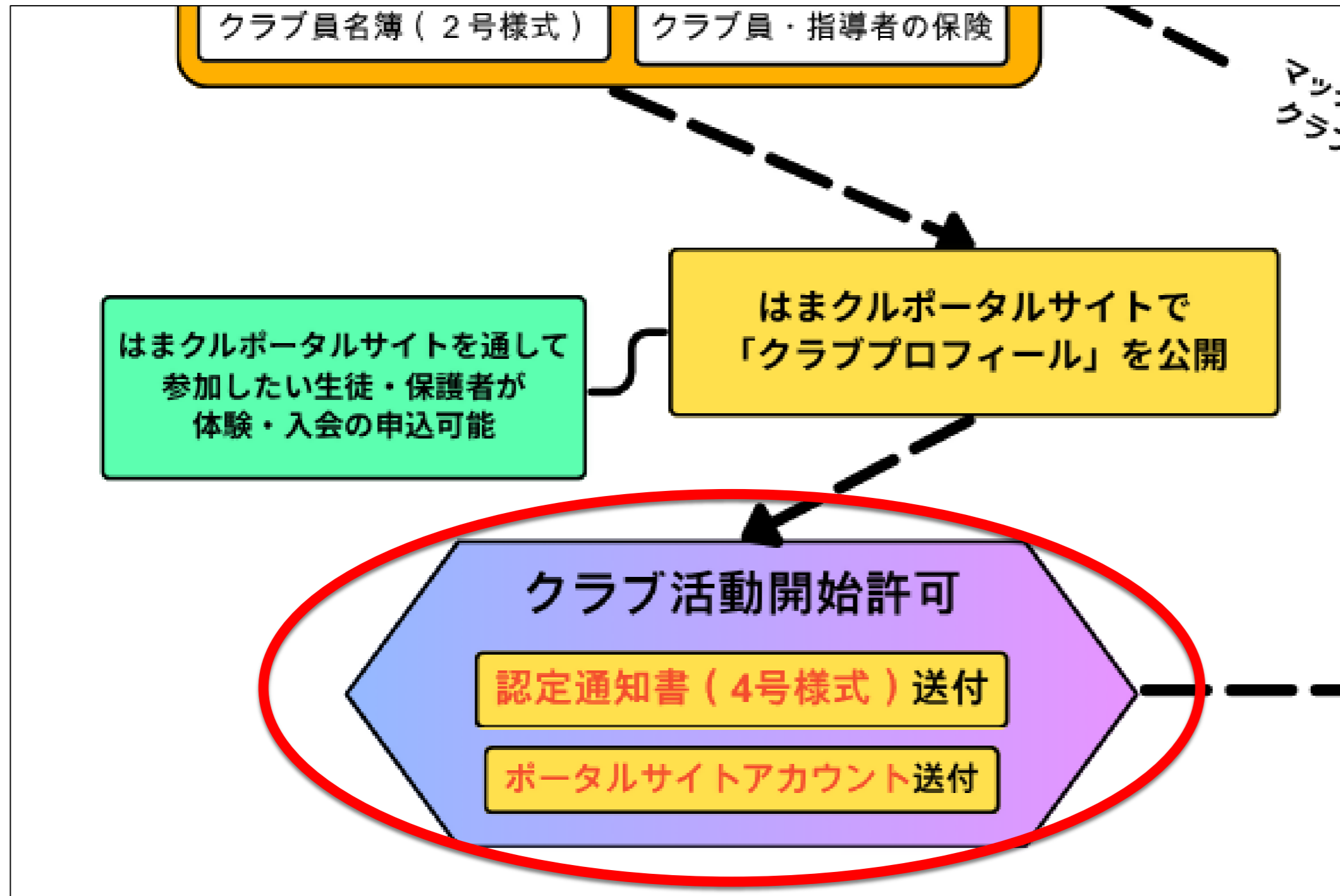
サウスウインドオーケストラは「世代を超え、地域でつながる音楽会」をコンセプトとした企画事業である。みなみシニア吹奏楽団の有志が吹奏楽団を結成し、世代間交流をしながら演奏活動を行います。

種目・分野
吹奏楽

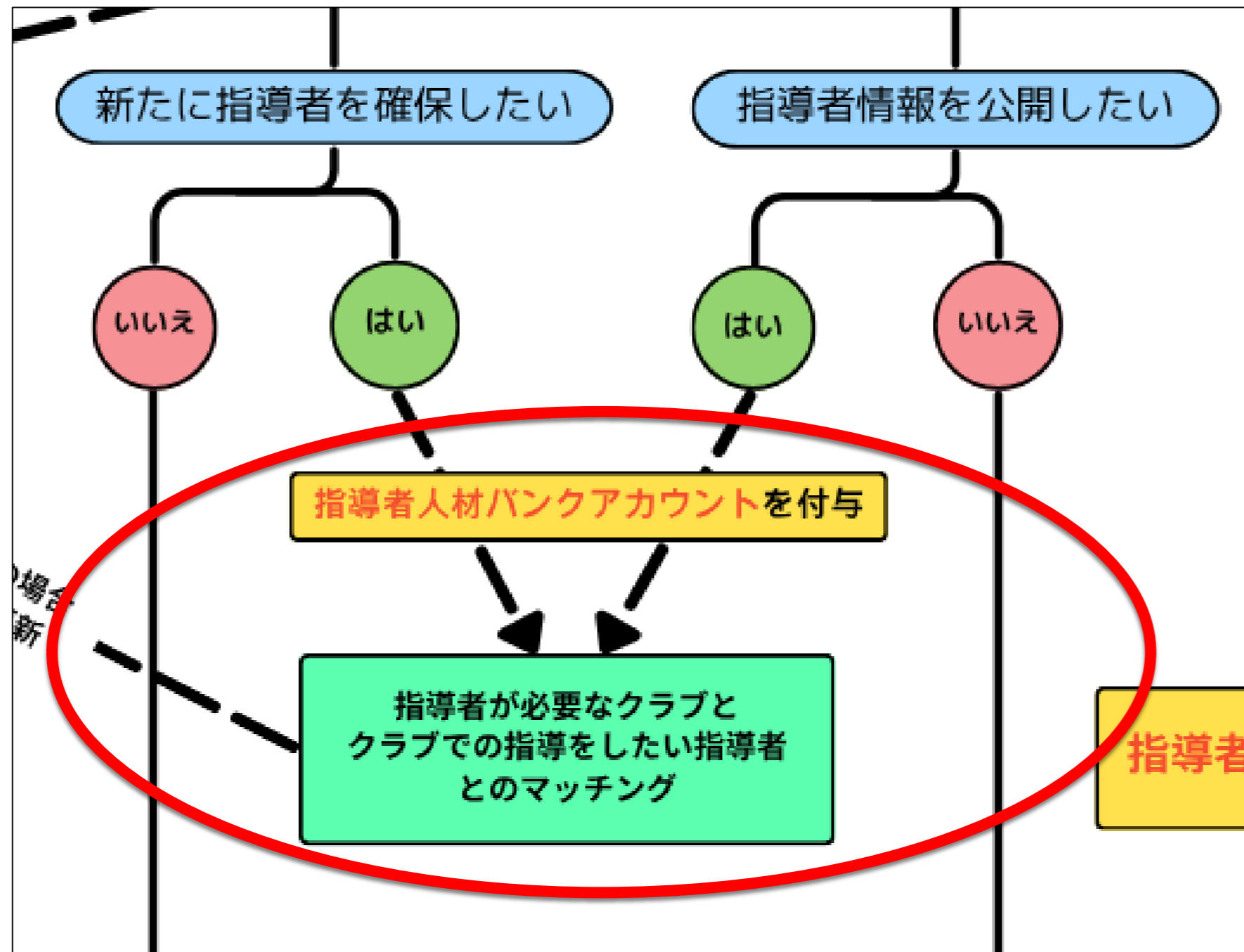
主な活動地域
南区

主な活動場所
南文化小劇場/新郊中学校/大江中学校

土 9:00~12:
土 9:00~12:




- ・ 認定通知書（第4号様式）の送付をもって、認定クラブとしての活動を許可
- ・ ポータルサイトアカウントは、各クラブのプロフィールページの内容変更等に必要



- **指導者情報の公開を希望する指導者のみ、システム上でマッチングを行う**
(まずは指導者を確保したい認定クラブを対象とするが、今後認定を考えるクラブへのマッチングも検討していく)



- 本市**中学生のスポーツや文化・芸術活動を支援することを目的**とした補助金を新設
- 「**はまぐる認定クラブ**」の**活動費の1/2（上限あり）**を**助成**する制度

 **CHECK!** ただし、国及び市からの補助金であるため、**公正かつ適切な会計処理**を行い、**監査等に耐えうる帳簿の作成**が必要となることに留意

地域クラブ活動支援事業費補助金制度（仮称）の概要

＜補助基準額＞

- ①参加する生徒数、配置する指導者数及び活動回数に応じて、地域クラブ活動ごとに補助単価を設定。
→補助単価は以下のとおりです。

【令和8年度】※9月以降の7か月分とした補助単価

単位：円

No.	区分	月4回程度活動		月3回程度活動		月2回程度活動		月1回程度活動	
		スポーツ	文化	スポーツ	文化	スポーツ	文化	スポーツ	文化
1	参加生徒数27人以上で 指導者を3人以上配置	スポーツ	392,000	スポーツ	320,000	スポーツ	249,000	スポーツ	177,000
		文化	403,000	文化	331,000	文化	260,000	文化	188,000
2	参加生徒数13人～26人で 指導者を2人配置	スポーツ	336,000	スポーツ	277,000	スポーツ	217,000	スポーツ	158,000
		文化	347,000	文化	288,000	文化	229,000	文化	169,000
3	参加生徒数5人～12人で 指導者を1人配置	スポーツ	246,000	スポーツ	207,000	スポーツ	169,000	スポーツ	130,000
		文化	258,000	文化	219,000	文化	181,000	文化	142,000

- ②①の補助単価と、②「休日の地域クラブ活動の実施に要した費用（補助対象経費に係るものに限る）」から「参加費等の収入」※を引いた額とを比較し、いずれか少ない方の額を1地域クラブ活動当たりの補助基準額とします。

※「参加費等の収入」の考え方：参加した生徒数（人月）×参加費の月額＋参加した生徒数（実人数）×保険料

＜補助割合＞

市 1/2、はまクル認定クラブ 1/2


＜補助対象経費＞

休日の地域クラブ活動の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費）※施設整備費は対象外

- 補助金の申請を検討する団体は、下記の点に留意して会計の準備を進めていくこと

①口座の開設

- ・ **個人口座でなく、クラブ専用の口座を準備**
(口座名にクラブ名もしくは運営団体が記載されている口座)

 休日のはまクル認定クラブの補助金のため、例えば運営団体が少年団等の口座を使用する場合、認定クラブ専用の口座に分ける必要あり



② 源泉徴収等の処理

- ・ 指導者に報酬を支払う場合は、源泉徴収等の税務処理が必要



【具体的な対応】

- (1) 活動開始時に税務署へ「開設届」の提出
- (2) 毎月の報酬から原則として10.21%の源泉徴収を行う
- (3) 翌月10日までに税務署へ納付

※同一人物への年間支払額が5万円を超える場合、1月に税務署へ「支払調書」と「法定調書合計表」を提出するなどの税務処理が必須

③ 補助金制度に即した会計処理

- ・ 補助金を受けるには会計処理において、細かな規定が設定され、それらの**規定に則った処理が求められる**
(対象・対象外となる経費の区分け等)
- ・ 各クラブの実情に応じた対応ができない規定もあるため、それらを理解したうえで、申請の可否を判断
- ・ **補助金制度の詳細については、今後開催予定の説明会にて説明**



部活動地域展開に関する問い合わせ

クラブ団体、指導者向けの個別相談も受け付けます！

はまクルに関する専用相談窓口「**はまクル認定サポートライン**」



専用フォーム

【24時間対応】

- ・原則2営業日以内に回答
- ・至急の場合は、下記番号へ連絡

0120-980-393（平日9：00～18：00）

浜松市教育委員会 学校・地域連携課 部活動地域展開グループ

TEL 053-457-2405

E-mail chiikitenkai@city.hamamatsu-szo.ed.jp